

答 申 書

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三成 美保

令和 7 年 7 月 7 日付け教総第 989 号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

令和 6 年 8 月 16 日付け審査請求（教総第 1256 号）は棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市教育委員会が、審査請求人に対し令和 6 年 5 月 20 日付け教図第 331 号で行った処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

(1) 審査請求人は、寝屋川市情報公開条例（平成 9 年寝屋川市条例第 9 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 4 月 10 日、処分庁に対し、公文書開示請求書の「請求に係る情報の内容」欄に「寝屋川市が支出している

中央図書館・駅前図書館の管理費及修繕積立金明細書、通常管理費の区分別明細書（R 4・5年度分）」と記載して、公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

- (2) 処分庁は、令和6年5月20日、本件開示請求に係る公文書を、後記「公文書の件名」に記載する公文書として特定した上で、本件開示請求について、開示を拒否する旨の決定（以下「本件拒否決定」という。）を行い、開示拒否決定通知書により審査請求人に通知した（令和6年5月20日付け教図第331号）。

〔公文書の件名〕

- ア 寝屋川市立中央図書館に係るアドバンスねやがわ1号館の「管理費及び修繕積立金明細書」（令和4年度）
- イ 寝屋川市立中央図書館に係るアドバンスねやがわ1号館の「管理費及び修繕積立金明細書」（令和5年度）
- ウ 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館に係るアドバンスねやがわ2号館の「通常管理費 区画別明細書」（令和4年度）
- エ 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館に係るアドバンスねやがわ2号館の「通常管理費 区画別明細書」（令和5年度）

〔開示を拒否する理由〕

「公文書の件名」に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）のうち、ア及びイの書類には、「管理費及び修繕積立金の算定根拠」のほか、「管理費及び修繕積立金に係る当該年度における各総額及び各予算総額」が、また、ウ及びエの書類には、「通常管理費の算出方法」のほか、「通常管理費に係る当該年度における総額及び予算総額」が記載されている。

「アドバンスねやがわ1号館の管理費及び修繕積立金」並びに「アドバンスねやがわ2号館の通常管理費」（以下これらの費用を「本件管理費等」という。）は、これら区分所有建物（以下「本件区分所有建物」という。）の管理規約に基づき、本件区分所有建物の各区分所有者が負担することとされている費用であり、そのことから、本件管理費等に関する情報は、公にすることが予定されたものではなく、当該区分所有建物の管理

組合（以下「本件管理組合」という。）及び当該区分所有建物の管理者である株式会社（以下「本件管理者たる会社」という。）が内部で管理する情報であると認められる。

また、一般に、区分所有建物の管理に要する費用の額の算定に関する事項（当該費用の額を、どのような数値等を基礎として算定するかなど）については、当該区分所有建物の管理組合において任意に定めるものであると考えられ、加えて、本件管理費等の各総額及び各予算総額を開示して、本件区分所有建物の管理に関する財務の実態を公にすることは、本件区分所有建物の資産価値にも影響を及ぼすものであると認められる。

そして、以上のことに鑑みれば、本件管理費等の内容について、外部から監視・干渉を受けないことは、『条例』第6条第1項第2号アにおいて保護されるべき本件管理組合の正当な利益であると認めることができる。

さらに、本件管理費等に関する情報は、本件区分所有建物の管理上、極めて重要な事柄であるといえ、これらの情報が本件管理組合及び本件管理者たる会社の意思に関わらず公にされた場合には、そのことによつて、本件管理組合及び本件管理者たる会社としての本件区分所有建物の自律的な管理に支障を及ぼす蓋然性があることも否定できない。

したがって、本件管理費等に関する情報は、「法人等（法人その他の団体）に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」〔『条例』第6条第1項第2号ア〕に該当する。（なお、人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することが必要であるとは認められない。）

よつて、『条例』第6条第1項第2号アの規定に基づき、本件公文書の開示を拒否する。

- (3) 審査請求人は、令和6年8月16日、審査庁に対し、本件拒否決定の取消しを求める、本件審査請求を行った。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件拒否決定に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 本件開示請求は、寝屋川市歳入歳出決算書においては、アドバンス寝屋川1号館市所有区画管理費及び2号館市所有区画共益費として記載されている支出の明細を求めるものである。専有部分の管理に要する費用は、他の寝屋川市の施設の管理費と同じく決算書に費目別（光熱水費、清掃費、修繕費等）に記載されており、その明細を請求すれば開示されるが、共有部分の管理費は一括して総額が決算書に記載されるのみであるから、費用別明細を開示請求したものである。

イ 本件請求の対象は、アドバンスねやがわ1・2号館の共用部分の管理費のうち、寝屋川市の負担分の内訳である。共用部分は区分所有者全員の共有であり、各々専有部分の広さに応じて管理費を負担している。したがって、請求は他の区分所有者の負担額や内訳を求めるものではない。もし、その文書に他者の情報があるのであれば、その部分はマスクされればよいことである。

ウ 寝屋川市公開条例第2条は、開示請求の対象となる「公文書」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書…その他これらに類するもの」と規定しており、外部の団体・法人の作成した文書も当然、開示請求の対象となる。従って、外部団体の「内部文書」であることが直ちに不開示の理由とはなり得ない。（原文ママ）

他方、寝屋川市も本件管理組合の一員であって、完全な外部団体とは言えないはずであり、一般に寝屋川市がその一員として加入している団体の決算書は、請求によって開示される。しかも、本件文書の内容は、寝屋川市が施設の管理費として支出した公金の支出先及び支出明細を示すもののはずであり、これらが法人等の内部文書であるという理由で不開示となるのは不当である。

エ 処分庁は本件管理組合・本件管理者たる会社が寝屋川市とは別法人であることを主張しているが、この費用を寝屋川市は「負担金」として支出している。そして「負担金」には様々なケースがあり、寝屋川市が別団体・組合の一員であって、その経費を負担している場合、その用途内訳が公開されている事例は多々存在している。

それらの団体も当然「任意に」用途を決定していると考えられるが、そのことが用途の公開を妨げていない。

したがって、本件管理組合、本件管理者たる会社が寝屋川市とは別法人であることのみをもって、公開を拒否する理由とするのは相当ではない。

オ 指定管理の場合、管理費の明細は市民に公開されているのに、同様の施設を区分所有する場合は、管理に要する費用が市民に公開されないというのであれば、なぜ区分所有の施設であれば公開できないのか。

カ 条例第 20 条には、「寝屋川市の出資する法人は情報公開に関する寝屋川市の施策に留意しつつ、情報の提供その他の情報公開のために必要な措置を講ずるよう協力するものとする。」とあり、「情報公開の手引き（第 5 版）」には、「また、実施機関は、出資法人に関する情報を積極的に収集するとともに、実施機関が保有する当該情報の公開に努めなければなりません。」と述べられている。実施機関はこの条文等に沿い、本件において、当該出資法人の協力を得るよう努力を払うべきである。

(2) 処分庁の主張

ア 条例第 6 条第 1 項柱書は、「実施機関は、公文書の開示の請求に係る情報が、同項各号いずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない」旨を規定している。そして、同項第 2 号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報（中略）であって、次に掲げるもの」と規定し、同号アは、「開示することにより当該法人等（中略）の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの」と規定している。

イ 本件公文書のうち、寝屋川市立中央図書館に係るアドバンスねやがわ

1号館の「管理費及び修繕積立金明細書」には、「管理費及び修繕積立金の算定根拠」のほか、「管理費及び修繕積立金に係る当該年度における各総額及び各予算総額」が、また、寝屋川市立寝屋川市駅前図書館に係るアドバンスねやがわ2号館の「通常管理費区画別明細書」には、「通常管理費の算出方法」のほか、「通常管理費に係る当該年度における総額及び予算総額」が記載されている。

ウ 本件管理費等は、これら本件区分所有建物の管理規約に基づき、本件区分所有建物の各区分所有者が負担することとされている費用であり、そのことから、本件管理費等に関する情報は、公にすることが予定されたものではなく、本件管理組合及び本件管理者たる会社であるアドバンス寝屋川マネジメント株式会社が内部で管理する情報であると認められる。

エ 一般に、区分所有建物の管理に要する費用の額の算定に関する事項（当該費用の額を、どのような数値等を基礎として算定するかなど）については、当該区分所有建物の管理組合において任意に定められるものであると考えられ、加えて、本件管理費等の各総額及び各予算総額を開示して、本件区分所有建物の管理に関する財務の実態を公にすることは、本件区分所有建物の資産価値にも影響を及ぼすものであると認められる。

オ 以上のことに鑑みれば、本件管理費等の内容について、外部から監視・干渉を受けないことは、条例第6条第1項第2号アにおいて保護されるべき本件管理組合の正当な利益であると認めることができる。

カ 本件管理費等に関する情報は、本件区分所有建物の管理上、極めて重要な事柄であるといえ、これらの情報が本件管理組合及び本件管理者たる会社の意思に関わらず公にされた場合には、そのことによって、本件管理組合及び本件管理者たる会社としての本件区分所有建物の自律的な管理に支障を及ぼす蓋然性があることも否定できない。

キ したがって、本件管理費等に関する情報は、「法人等（法人その他の団体）に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な

利益を害するおそれがあるもの」〔条例第6条第1項第2号ア〕に該当する（なお、人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することが必要であるとは認められない。）。

ク 審査請求人は、本件開示請求について、「共有部分の管理費」の費用別明細を開示請求したものであると主張しているが、令和6年4月10日付け『公文書開示請求書』の「請求に係る情報の内容」欄には、「寝屋川市が支出している中央図書館・駅前図書館の管理費及修繕積立金明細書、通常管理費の区分別明細書（R4・5年度分）」と記載されており、審査請求人は、既存する具体的な書類を想定して、その開示を請求している。

ケ 区分所有建物の管理に要する費用の額の算定に関する事項（当該費用を、どのような数値等を基礎として算定するかなど）について、当該区分所有建物の管理組合において任意に定めるものであるというのは、合理的な根拠に基づき、かつ、所定の手続にのっとり、当該区分所有建物の管理組合の適正な意思決定により定めるものであるという意味であり、決して管理組合ないし管理会社が恣意的に決定できるということではない。

コ 本件拒否決定の理由は、令和6年5月20日付け教図第331号『開示拒否決定通知書』に記載した「開示を拒否する理由」欄のとおりであって、「内部文書であることをもって開示できない」であったり、「開示することが外部からの干渉になる」などというような短絡的な理由の提示をしていない。これらの審査請求人の主張は、本件拒否決定の理由を正解しないで、これを論難するものに過ぎない。

サ 指定管理者との違い

本件管理費等は、寝屋川市が飽くまでも「本件区分所有建物の区分所有者の一人」としての立場で支出する本件区分所有建物の敷地及び共有部分等の管理に要する費用である。また、指定管理者は、地方公共団体たる寝屋川市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項参照）の管理を行うものであって、その観点から見ても、「公の施設自体の管理に要する経費」と「区分所有建物の敷地及び共用部分等

の管理に要する費用＝本件管理費等」とは本質的に異なっている。

シ 条例第 20 条について

(ア) 一般に地方公共団体が出資等を行う法人は、当該地方公共団体とは別個の独立した法人であるため、情報公開制度に関する条例上の実施機関とすることは困難であると解されている。

(イ) そこで、条例第 20 条では、実施機関は、出資法人に対し、その設立の趣旨や自律性に配慮しつつ、出資法人がその保有する情報を自主的に公開するための制度を整えるよう協力を求めるものとするとともに、定款・寄附行為、事業計画書・事業報告書、財務諸表（貸借対照表等）などの出資法人に関する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めていかなければならないと定めている。このような当該条項の趣旨に鑑みても、処分庁が、本件管理者たる会社に対して、不開示情報に該当すると認められる情報が記録された書類を開示することに「協力を得るよう努力を払うべきである」という主張は、明らかに失当である。

第 4 事実関係等の概要

当審査会が審議において審査庁に公文書の提示を求め、提示された公文書を基に認定した、判断の前提となる事実関係等の概要は以下のとおりである。

1 条例について

(1) 条例第 6 条第 1 項は、「実施機関は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)に係る情報が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示しなければならない。」と規定している。また、同項第 2 号本文は「法人その他の団体(中略)に関する情報(中略)であって、次に掲げるもの」と規定し、同号アは「開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの」と規定している。

(2) ここでいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正

当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれるものと解される。

- (3) なお、ここでいう「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政の関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

2 本件公文書の内容について

- (1) 本件公文書のうち、寝屋川市立中央図書館に係るアドバンスねやがわ1号館の「管理費及び修繕積立金明細書」には、「管理費及び修繕積立金の算定根拠」のほか、「管理費及び修繕積立金に係る当該年度における各総額及び予算総額」が、また寝屋川市立寝屋川市駅前図書館に係るアドバンスねやがわ2号館の「通常管理費区画別明細書」には、「通常管理費の算出方法」のほか、「通常管理費に係る当該年度における総額及び予算総額」が記載されている。
- (2) 本件公文書の開示等決定をするに当たり、条例第13条の規定に基づき、当該文書に自身に関する情報が記録されているアドバンス寝屋川マネジメント株式会社に意見を聴いたところ、次のような回答を得ている。

〔回答の要旨〕

本件公文書はアドバンスねやがわ1号館及びアドバンスねやがわ2号館の管理規約に基づき、本件区分所有建物の各区分所有者が負担することとされている費用であり、公にすることを予定していない。

また、一般に、区分所有建物の管理に要する費用の額の算定に関する事項については、当該区分所有建物の管理組合において任意に定めるものであるし、本件管理費等の総額及び予算総額を開示して、本件区分所有建物の管理に関する財務の実態を公にすることは、本件区分所有建物の資産価値に影響を及ぼす。

そうしたことに鑑みれば、本件管理費等の内容について、外部から監視・干渉を受けないことは、条例において保護されるべき本件管理組合の正当な利益であるといえ、本件管理費等に関する情報が本件区分所有建物の管理組合や管理者の意思に関わらず公にされた場合には、そのことによって、本件区分所有建物の自律的な管理に支障を及ぼす蓋然性があることも否定できない。

よって、本件公文書は、いずれも開示すべきでない。

第5 当審査会の判断

1 条例第6条第1項第2号アの該当性について

- (1) まず、本件管理費等は、これら本件区分所有建物の管理規約に基づき、本件区分所有建物の各区分所有者が負担することとされている費用である。そのことから、本件管理費等に関する情報は、公にすることが予定されたものではなく、本件管理組合及び本件管理者たる会社であるアドバンス寝屋川マネジメント株式会社が内部で管理する情報であると認められる。
- (2) 一般に、どのような数値等を基礎として区分所有建物の管理に要する費用を算定するかなどについては、当該区分所有建物の管理組合において任意（恣意的に決定できるという意味ではない。）に定められるものである。加えて、本件管理費等の各総額及び各予算総額を開示して、本件区分所有建物の管理に関する財務の実態を公にすることは、本件区分所有建物の資産価値にも影響を及ぼすものである。
- (3) 以上からすると、本件管理費等の内容について、外部から監視・干渉を受けないことは、条例第6条第1項第2号アにおいて保護されるべき本件管理組合の正当な利益であると認められると解するのが相当である。
- (4) さらに、本件管理費等に関する情報は、本件区分所有建物の管理上、極めて重要な事柄であるといえ、これらの情報が本件管理組合及び本件管理者たる会社の意思に関わらず公にされた場合、そのことによって、本件管理組合及び本件管理者たる会社としての本件区分所有建物の自律的な管理に支障を及ぼす蓋然性があることも否定できない。なお、アドバンス寝

屋川マネジメント株式会社へ行った意見聴取の回答においても、本件管理費等に関する情報は、公にすることを予定していないとされている。

- (5) したがって、本件公文書に記録されている情報は、条例第6条第1項第2号アに規定する「法人等（法人その他の団体）に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると解するのが相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、これを棄却すべきである。